県」とあるのは「当該市町村」と、「0.47 未満の都道府県にあつては 1　0.47 以上 0.63 未満の都道府県にあつては 2/3　0.63 以上 0.78 未満の都道府県にあつては 1/3」とあるのは「0.63 未満の市町村にあつては 1　0.63 以上 0.74 未満の市町村にあつては 1/2」とそれぞれ読み替えるものとする。

［一　略］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　［略］

2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=14}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}820\text{円}}$$

算式の符号

A　新市町村の人口

B_n　合併市町村まちづくり推進事業の事業費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地域総合整備事業債の許可額

$C_{14} = 0.084$

$C_{15} = 0.086$

$C_{16} = 0.087$

$C_{17} = 0.090$

$C_{18} = 0.090$

$C_{19} = 0.092$

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までに（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から平成二十八年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［二　同上］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　［同上］

2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=13}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}910\text{円}}$$

算式の符号

A　新市町村の人口

B_n　合併市町村まちづくり推進事業の事業費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地域総合整備事業債の許可額

$C_{13} = 0.084$

$C_{14} = 0.085$

$C_{15} = 0.087$

$C_{16} = 0.088$

$C_{17} = 0.091$

$C_{18} = 0.092$

$C_{19} = 0.093$

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までに（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から平成二十七年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式